

苫小牧市国民健康保険税課税限度額の改正（案）について【概要】

1 改正の目的

地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の法定限度額は、平成28年4月から基礎課税額54万円、後期高齢者支援金等課税額19万円、介護納付金課税額が16万円の合計89万円に定められています。

苫小牧市の課税限度額は、平成29年4月から基礎課税額51万円、後期高齢者支援金等課税額16万円、介護納付金課税額14万円の合計81万円であり、法定限度額より8万円低い状況となっています。

平成30年度の国保都道府県化において、市町村が都道府県に納める国保事業費納付金は、法定限度額を基準として積算され、法定限度額に達していない場合は、その税込不足分を補うため税率を上げる必要があります。税率の改正を行うことになると、低所得、中間所得の世帯への負担増を伴うことから、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、現行の課税限度額を法定限度額に引き上げます。

この課税限度額の改正は、苫小牧市国民健康保険運営協議会に諮問し、課税限度額の改正をすることが適当であるとの答申をいただきました。

2 改正の内容

苫小牧市国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を54万円、後期高齢者支援金等課税額を19万円、介護納付金課税額を16万円に改正し、平成30年度、平成31年度の2か年で段階的に実施します。

課税限度額	現 行	改 正 後	引 上 額
基 礎 分	510,000円	540,000円	30,000円
支 援 分	160,000円	190,000円	30,000円
介 護 分	140,000円	160,000円	20,000円

各年度の課税限度額

課税限度額	平成30年度	平成31年度
基 礎 分	530,000円	540,000円
支 援 分	170,000円	190,000円
介 護 分	150,000円	160,000円

- 3 実施日
平成30年4月1日（予定）

4 限度額改正による影響世帯数

国民健康保険加入の23,837世帯（介護該当9,400世帯）のうち、限度額改正により影響がある世帯数は次のとおりです。

課税区分	限度額超過世帯数			影響率
	現 行	平成30年度	平成31年度	
基 礎 分	301世帯	270世帯	263世帯	1.3%
支 援 分	281世帯	243世帯	196世帯	1.2%
介 護 分	123世帯	103世帯	89世帯	1.3%

※平成29年度確定賦課時資料から算出。

5 限度額超過となる収入（所得）額

3人世帯で限度額超過となる世帯収入（所得）は次のとおりです。

課税区分	現 行	平成30年度	平成31年度
基 礎 分 給与収入 （所得）	約747万円 （約552万円）	約774万円 （約576万円）	約787万円 （約588万円）
支 援 分 給与収入 （所得）	約758万円 （約563万円）	約803万円 （約603万円）	約892万円 （約683万円）
介 護 分 給与収入 （所得）	約768万円 （約572万円）	約818万円 （約616万円）	約868万円 （約661万円）

※夫が給与収入、妻と子は収入なし。夫と妻が介護該当での試算。